

*Disclosure*

平成14年版



平成15年7月提出

入や 萬成証券株式会社

## 〈 目 次 〉

【はじめに】	i~ii
<hr/>	
1. 会社の概要	
① 会社名等	1
② 会社の沿革	1
③ 会社の目的	4
④ 事業の内容	5
⑤ 営業所の状況	8
⑥ 財務の概要	9
⑦ 発行済株式数	9
⑧ 主要株主名	9
⑨ 役員の状況	10
⑩ 従業員の状況	12
<hr/>	
2. 営業の状況	
① 営業方針	13
② 当社及び当業界を取巻く環境	13
③ 営業の経過及び成果	14
④ 対処すべき課題	16
⑤ 受託業務管理規則	17
⑥ 外務員の登録状況	26
⑦ 委託者に関する事項	26
⑧ 苦情・紛争に関する事項	27
⑨ 訴訟に関する事項	28
<hr/>	
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	29
② 損益計算書	30
③ 注記事項	31
④ 利益処分計算書	35
⑤ 監査に関する事項	35
⑥ 財務比率	36

## 【はじめに】

本書は、平成15年3月期（平成14年4月1日～平成15年3月31日）における当社の「会社の概要」「営業の状況」及び「経理の状況」について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概要

- 「会社の沿革」 ・当社の設立から作成日現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 ・定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 ・当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 ・平成15年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 ・所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 ・当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員状況」 ・当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 ・当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 ・内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 ・当社の平成14年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 ・当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 ・当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

(a) 純資産余裕比率 
$$\frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことを言います。

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率 
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率 
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率 
$$\frac{\text{自己資本}}{(\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金額} - \text{分離保管預託額})} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率 
$$\frac{\text{当座性資金等}^{(*)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

\* 「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金を言います。

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率 
$$\frac{\text{委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金等比率 
$$\frac{(\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債})}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金等の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率 
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率 
$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率 
$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率 
$$\frac{(\text{商品先物取引に係る}) \text{委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が委託手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率 
$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

# 1. 会社の概要

## ① 会社名等

商品取引員名	入や萬成証券株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井 史郎
所在地	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
電話番号	03-5541-7887 (代)

## ② 会社の沿革

当社は、明治41年に藤井新七商店として創業、京都証券取引所仲介人の免許を受け証券と米穀の仲介業務を始めました。昭和24年に金新証券株式会社を設立し同年萬成証券株式会社と商号を改めました。

平成11年に萬成プライムキャピタル証券株式会社と商号を変更し、同年、東京工業品取引所・大阪商品取引所・中部商品取引所、平成12年に関西商品取引所、平成13年には横浜商品取引所の各商品取引所商品取引員(受託会員)として許可を受けました。

平成14年4月には、キングコモディティ証券株式会社と合併し、新たに東京穀物商品取引所と福岡商品取引所における商品取引員としての地位を承継しました。

また、平成15年5月には商品投資販売業の許可を受け、同年7月商号を「入や萬成証券株式会社」と変更致しました。

年 月	概 要
明治41年 7月	・有価証券及び米穀の委託売買を目的として、京都証券取引所から仲買人の免許を受け、藤井新七が藤井新七商店を創業
昭和18年12月	・戦時企業整備令により廃業
昭和24年 3月	・有価証券の委託売買を目的として、金新証券株式会社を設立
	・資本金100万円
4月	・商号を萬成証券株式会社に変更
5月	・京都証券取引所の正会員として加入
	・資本金を150万円に増資
6月	・資本金を200万円に増資
昭和27年 3月	・資本金を500万円に増資
昭和31年10月	・資本金を1000万円に増資
昭和36年 9月	・資本金を3000万円に増資
昭和43年 4月	・証券業の免許制実施に伴い、大蔵大臣より、証券業免許取得
昭和48年12月	・大蔵大臣より、外国証券の取扱いの認可

年 月	概 要
昭和 5 1 年 5 月	・大蔵大臣より、債券の現先売買の認可
昭和 5 6 年 1 0 月	・資本金を 4 0 0 0 万円に増資
昭和 5 7 年 1 0 月	・資本金を 6 0 0 0 万円に増資
昭和 5 9 年 1 0 月	・資本金を 1 億 2 0 0 万円に増資
昭和 6 0 年 1 0 月	・大蔵大臣より、国債の先物取引の認可
昭和 6 2 年 1 0 月	・資本金を 2 億 1 0 0 万円に増資
昭和 6 3 年 1 1 月	・大久保営業所を開設
平成 元 年 4 月	・資本金を 3 億 5 1 0 0 万円に増資
平成 3 年 3 月	・大蔵大臣より、引受業務の認可
平成 4 年 5 月	・大蔵大臣より、MMF の累積投資業務の代理業務の認可
平成 5 年 1 1 月	・大蔵大臣より、MMF と中期国債ファンドのキャッシングの兼業業務の認可
平成 8 年 4 月	・資本金を 5 億 1 0 0 万円に増資
平成 1 0 年 1 0 月	・資本金を 9 億 7 8 2 5 万円に増資
平成 1 1 年 2 月	・商号を萬成プライムキャピタル証券株式会社に変更
4 月	・東京支店を開設
6 月	・通商産業大臣より、東京工業品取引所：石油市場・貴金属市場、大阪商品取引所：綿糸市場・ゴム市場・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可
7 月	・大阪支店を開設
1 1 月	・農林水産大臣より、中部商品取引所：畜産物市場の商品取引員の許可
1 2 月	・通商産業大臣より、中部商品取引所：石油市場の商品取引員の許可
平成 1 2 年 1 月	・金沢支店、高松支店を開設
2 月	・静岡支店を開設
5 月	・東京支店を東京都中央区に開設、旧東京支店を新宿支店に名称変更 ・京都支店を開設 ・盛岡支店を開設 ・宇都宮支店を開設 ・熊本人吉支店を開設
6 月	・通商産業大臣より、大阪商品取引所：アルミニウム市場の商品取引員の許可
7 月	・本店を東京へ移転、京都本店を京都支店に名称変更
1 2 月	・農林水産大臣より、関西商品取引所：農産物市場・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可 ・通商産業大臣より、東京工業品取引所：ゴム市場・アルミニウム市場の商品取引員の許可

年 月	概 要
平成13年 4月	・米子支店を開設
5月	・農林水産大臣より、横浜商品取引所：農産物市場の商品取引員の許可
6月	・農林水産大臣より、横浜商品取引所：繭糸市場の商品取引員の許可
8月	・横浜支店を開設
平成14年 3月	・大分支店を開設
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キングコモディティ証券株式会社と合併</li> <li>同社から、東京穀物商品取引所：農産物市場、関西商品取引所：砂糖市場及び、福岡商品取引所：農産物市場の商品取引員たる地位を継承し、農林水産大臣より許可</li> <li>・京都支店を京都二条支店に名称変更</li> <li>・大久保営業所を宇治営業所に名称変更</li> <li>・キングコモディティ証券株式会社の大阪本社を当社の大阪支店に統合し、以下の支店及び営業所を当社の支店及び営業所として新たに開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌支店</li> <li>・仙台支店</li> <li>・日本橋茅場町支店</li> <li>・松本支店</li> <li>・新潟支店</li> <li>・名古屋支店</li> <li>・京都四条支店</li> <li>・広島支店</li> <li>・福岡支店</li> <li>・北大路営業所</li> </ul> </li> </ul>
9月	・大阪証券取引所正取引資格取得
11月	・関東財務局長より、金融先物取引業の許可
12月	・両替（通貨の売買）業務開始
平成15年 5月	・金融庁長官、農林水産大臣、経済産業大臣より、商品投資販売業の許可
7月	・商号を入や萬成証券株式会社に変更

### ③ 会社の目的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券の引受け及び売出
5. 有価証券の募集又は売出の取扱
6. 有価証券の私募の取扱
7. 累積投資業務に係る代理業務
8. その他証券業に関連する代理業務
9. 商品取引所法の適用を受ける上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
10. 前号に規定する商品の原材料、製品及び加工品の売買、売買の媒介、取次、代理及び輸出入業務
11. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
12. 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
13. 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務
14. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
15. 譲渡性預金の販売の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
16. 金銭債権の売買、及びその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
17. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
18. 前各号に附帯する業務

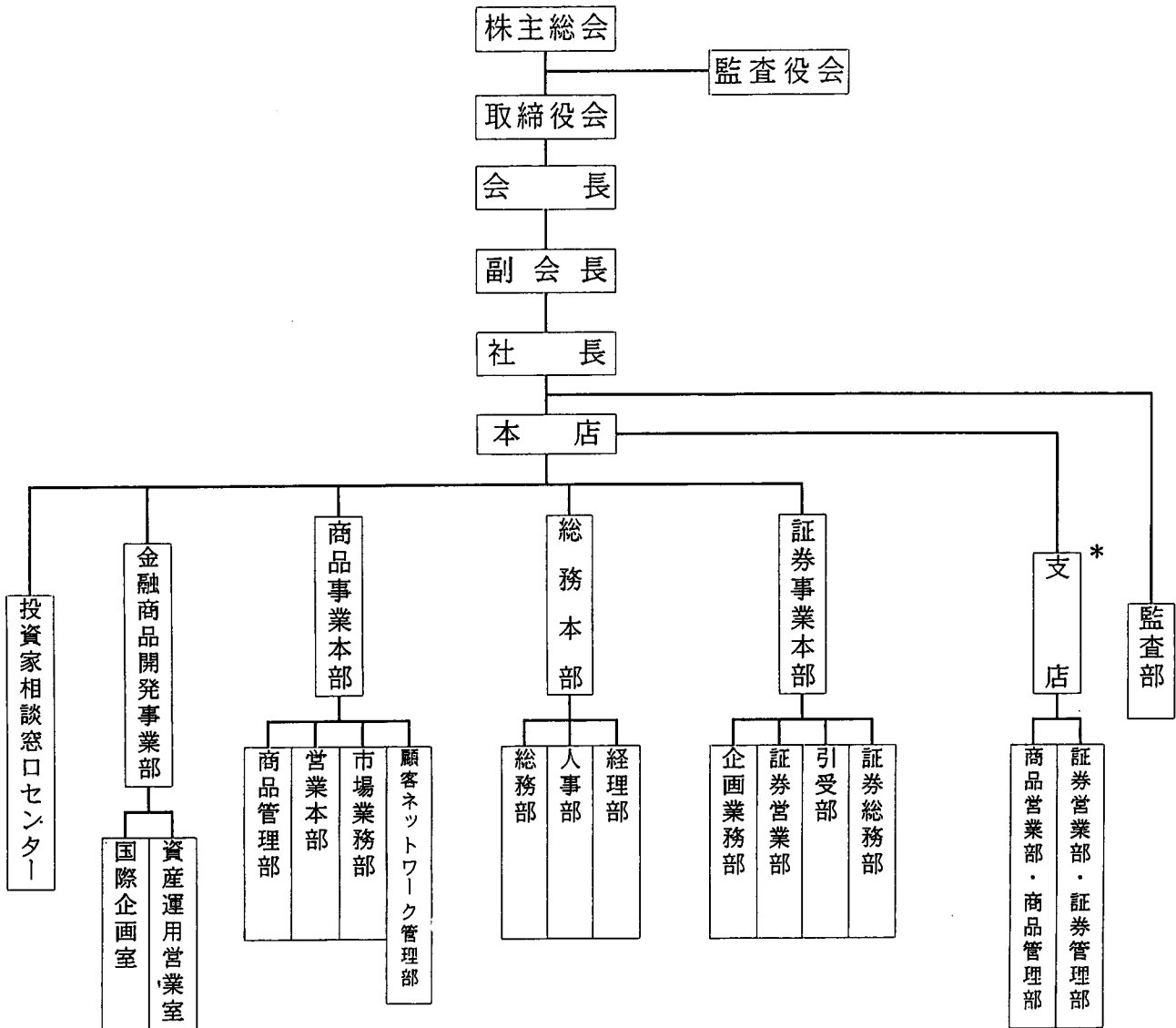
注) 1 上記のうち、\_\_\_\_\_線部分の事業は現在行っておりません。

注) 2 上記のうち、11につきましては、平成15年5月19日に許可を受けており、同年8月1日より、販売開始予定です。



④ 事業の内容

(1) 経営組織図は次のとおりです。



\*

大分	熊本	福岡	高松	広島	米子	大阪	京都	京都	名古屋	静岡	金沢	新潟	松本	横浜	新宿	日本橋	宇都宮	仙台	盛岡	札幌
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----

北大路営業所  
宇治営業所

(2) 業務の内容

当社は、証券取引法に基づく各種有価証券の売買並びに先物取引（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引等）の業務と商品取引所法に基づき設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき売買執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 証券市場における取引の売買、媒介、取次ぎ又は代理

昭和43年、証券業務免許実施に伴い証券業の免許（3業務）を取得しました。

平成元年、公社債元利金の代理支払いの兼業業務の承認を得ました。

平成3年、引受免許を取得しました。

ロ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。

許可番号：農林水産省指令「13総合第3486号」

：経済産業省指令「平成13・11・20商第25号」

市場名 取引所	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	ゴム	綿糸	畜産物	石油	アルミニウム	ニッケル	天然ゴム指数	農産物飼料指数	上場商品名
東京穀物商品取引所	○												NonGMO大豆、10M大豆、小豆、トウモロコシ、大豆ミール、アヒルコーヒ、ロブスター
東京工業品取引所				○									金、銀、白金、パラジウム
					○								ゴム(RSS-3)
								○					アルミニウム
横浜商品取引所			○										ガソリン、灯油、原油
	○												日本生糸、国際生糸、乾繭 馬鈴しょ
中部商品取引所							○						鶏卵
								○					ガソリン、灯油
関西商品取引所	○												NonGMO大豆、10M大豆、小豆
		○											精糖、粗糖
												○	国際穀物等指数、コーヒー指数
大阪商品取引所					○								ゴム(RSS-3、TSR20)
									○				アルミニウム
						○							綿糸40番手、綿糸20番手
											○		天然ゴム指数
福岡商品取引所										○			ニッケル
	○												NonGMO大豆、10M大豆、小豆、 トウモロコシ、プロイラー

注) ○：受託業務

※ 9月8日 東京工業品取引所石油市場軽油取扱予定

#### ハ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。  
自己売買業務は、上記「ロ」に掲げた商品市場において行っております。

#### 二. 商品市場における石油の現物取扱

商品市場における石油取扱い並びに決済された石油の現物受渡業務を行っております。

#### (b) 従たる業務

##### イ. 商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項各号に掲げる法人として商品販売業を営む許可を金融庁、農林水産省、経済産業省より受けております。

許可番号：金農経（1）第120号

##### ロ. 証券取引法に基づく両替業務

証券取引法第34条2項6号に基づく業務を行っております。

⑤ 営業所の状況

平成15年7月14日現在

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町ター-	03-5541-7887
札幌	札幌市中央区北五条西六丁目2番地2 札幌センタービル	011-208-5021
盛岡	岩手県盛岡市盛岡駅前通15番20号 ニッセイ盛岡駅前ビル	019-604-6811
仙台	仙台市青葉区一番町一丁目1番31号 山口ビル	022-711-5661
宇都宮	栃木県宇都宮市東宿郷一丁目9番15号 フロービル	028-610-8651
日本橋茅場町	東京都中央区新川一丁目24番8号 東熱新川ビル	03-5540-6751
新宿	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル	03-3346-1441
横浜	横浜市中区本町三丁目30番地7 横浜平和ビル	045-650-7611
松本	長野県松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-38-7651
新潟	新潟市東大通一丁目3番8号 明治生命新潟駅前ビル	025-255-5071
金沢	石川県金沢市尾山町3番26号 共同利ビル	076-260-7775
静岡	静岡市追手町1番6号 日本生命静岡ビル	054-653-0211
名古屋	名古屋市中村区名駅三丁目22番4号 みどり名古屋ビル	052-564-0051
京都二条	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町538番地	075-222-1001
京都四条	京都市中京区東洞院通四条上ル阪東屋町664番地の12	075-221-7581
大阪	大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 八木ビル	06-4705-6701
米子	鳥取県米子市角盤町二丁目55番地 明治生命米子角盤町ビル	0859-38-3151
広島	広島市中区袋町3番17号 シンヨービル	082-247-7981
高松	香川県高松市松島町一丁目13番14号 高松九十九ビル	087-832-0881
福岡	福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号 紙与博多ビル	092-436-5511
熊本人吉	熊本県人吉市土手町27番地1	0966-28-3021
大分	大分市金池町一丁目1番1号 大交センタービル	097-513-3381
北大路営業所	京都市北区小山下内河原町81番地 栄研ビル	075-493-9111
宇治営業所	京都府宇治市広野町西裏71番1号	0774-46-3155

※平成15年7月14日、日本橋茅場町支店は移転いたしました。

⑥ 財 務 の 概 要 (平成15年3月決算期)

(単位：千円)

	商品事業部	証券事業部	合 計
(a) 資本金	----	----	1,558,250
(b) 純資産額 ※1	----	----	12,973,467
(c) 必要純資産額 ※2	----	----	1,753,000
(d) 総資産額	----	----	46,192,164
(e) 営業収益	19,724,588	645,004	20,369,593
(うち受取委託手数料)	(19,232,172)	(578,543)	(19,810,715)
(f) 経常利益			6,337,781
(g) 当期純利益	----	----	3,004,597

※1 純資産額の算定方式は、資産から商品取引準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものです。

※2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならない純資産額です。

※ 千円未満を切り捨てて表示しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 24,937,500株 (平成15年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主 要 株 主 名 (上位10名)

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ピー・シー・エフ(株)	4,967,532株	19.92%
リビア・フォールディング(株)	3,000,000株	12.03%
(株)ガイアント・ケイ	2,400,000株	9.62%
(有)西村興産	1,000,000株	4.01%
(有)オシャンビシネ	900,000株	3.61%
金丸多賀	780,000株	3.13%
西村今朝男	530,000株	2.13%
金丸貴行	500,000株	2.01%
金丸理恵	400,000株	1.60%
金丸准子	400,000株	1.60%
計	14,877,532株	59.66%

※発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

⑨ 役員 の 状 況 （平成15年6月27日現在）

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
取締役会長 (最高経営責任者)	西村今朝男 昭和23年2月11日	千株 530
取締役副会長	三原博之 昭和18年8月6日	320
取締役副会長	古川修己 昭和24年7月11日	320
代表取締役社長	藤井史郎 昭和17年1月9日	300
代表取締役専務	丸山喜代三 昭和24年4月1日	320
専務取締役	林 泰宏 昭和36年6月16日	250

及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
筆頭常務取締役	鈴木寛典 昭和25年4月9日	千株  130
常務取締役	甲斐真 昭和35年3月15日	130
常務取締役	宮田征一郎 昭和18年10月30日	50
常務取締役	野水裕資 昭和37年7月7日	180
取締役相談役	岡田光雄 昭和12年2月6日	70
取締役 (非常勤)	金丸貴行 昭和3年10月28日	500

役名及び職名	氏名 (生年月日)	株式数 所有
常勤監査役	小河 泰雄 昭和19年2月7日	千株 50
監査役 (非常勤)	佐藤 健吾 昭和10年12月12日	100
監査役 (非常勤)	貞國 鎮 昭和16年4月9日	—

(注) 監査役・小河泰雄、佐藤健吾、貞國 鎮の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

## ⑩ 従業員の状況

(平成15年3月31日現在)

	総計	男女別		営業・非営業	
		男性	女性	営業	非営業
従業員数	709人	527人	182人	404人	275人
平均年齢	36歳3ヶ月	39歳4ヶ月	26歳6ヶ月	34歳4ヶ月	41歳1ヶ月
平均勤続年数	3年1ヶ月	4年1ヶ月	2年	3年3ヶ月	4年3ヶ月
登録外務員数	386人	380人	6人	—	—

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、月未満を切り捨てて表示してあります。  
登録外務員数は、商品市場への登録数を記載しております。



## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は、商品先物市場の発展が国民経済に貢献することと、お客様に満足度を与え末永く取引していただくことを企業理念としております。

このため市場の信頼性、透明性を高め、流動性を確保して市場規模を拡大するため、限られた条件の中でのミドルリスク・ローリスク商品の開発を続けて参ります。これにより、口座数とお客様資産の増大を図り安心して取り引きできる企業として社会に認知されることにより、市場規模を拡大し社会に貢献していきたいと存じます。

### ② 当社及び当業界を取り巻く環境

当期のわが国経済は期前半景気が底入れに向けた動きがみられたものの、期後半では持ち直しに向けた動きが弱まり、おおむね横ばいで推移いたしました。更に期終盤ではイラク情勢等から先行きに対する不透明感が増してまいりました。

先行きの景気につきましては、アメリカ経済等の回復が持続すれば、景気は持ち直しに向かうと期待される一方、イラク情勢等からくる不確実性の高まりや、世界的な株価の低迷の中で、わが国の最終需要が下押しされる懸念が強まっており、自立的な回復力には乏しい展開が続くと予想されます。金融面では、日銀による金融緩和政策が続きますが、民間銀行や投資家は信用リスクに対して慎重な姿勢を崩さないことから、信用力の低い企業等を中心に資金調達環境の厳しさが続く一方、企業による有利子負債の圧縮の中で、資金需要も低迷が続く可能性が高いと予想されます。

### ③ 営業の経過及び成果

当社は期首にキングコモディティ証券株式会社と合併し、営業の拡大と充実に努めてまいりました。この結果、営業収益は前期比 109.5%増の 20,369,593 千円（キングコモディティ証券株式会社を合算した前期比では 12.9%増）、経常利益は前期比 146.6%増の 6,337,781 千円（同 24.2%増）、当期利益は前期比 139.3%増の 3,004,597 千円（同 22.0%増）を計上することができました。

#### [証券事業部]

当期の株式市場は、日経平均株価が第1四半期までは1万円台をкаろうじて維持したものの、第2四半期からは1万円の大台割れが常態化し、第4四半期以降では、イラクや北朝鮮を巡る国際情勢の緊迫度が増したことで売りが先行し、期末には7千円台と前期末比3千円強値下がりしバブル経済後最安値を更新するにいたりました。

このような環境の中、当証券事業部は、外貨建金融商品であるノックイン・フォワード債の売出し、又ETFの販売などを手がけ、営業拡大に努めてまいりました。この結果、営業収益は前期比 10.6%増の 645,004 千円を計上いたしました。しかしながら、国内外の株式市場が一層の低迷を続けたことにより、キングコモディティ証券株式会社を合算した前期比では 23.8%の減少となりました。

営業収益の内訳は以下のとおりです。

		第54期	第55期	前期比
		千円	千円	%
株 債 そ の	式	350,939	372,010	106.0
	券	13,042	13,657	104.7
	他	—	341	—
委託手数料計		363,981	386,008	106.1
引受手数料		—	41	—
株 債 そ の	式	2,823	1,339	47.4
	券	138,919	169,204	121.8
	他	155	8,948	—
募集・売出しの取扱手数料等		141,897	179,492	126.5
その他の受入手数料		7,057	13,000	184.2
受入手数料計		512,936	578,543	112.8
売買損益		771	30	3.9
金融収益		69,397	66,431	95.7
営業収益計		583,105	645,004	110.6

[商品事業部]

当期の商品先物取引業界は、全国7商品取引所の出来高累計がオプション取引を含め、前期比プラス1,524万枚（12%増）の1億4,253万枚と3年連続で1億枚を突破し、株式市場の低迷及び昨年10月頃からのイラク情勢の緊迫化を材料に有事の金、石油やゴム等の工業品に人気が集積し、これに新規上場商品（ニッケル等）が加わり、過去最高を記録するにいたりました。

このような環境の中、当商品事業部は、商品市場の活況と合併による営業の拡大強化が功を奏し、営業収益は、前期比115.9%増の19,724,588千円（キングコモディティ証券株式会社を合算した前期比では14.7%増）を計上することができました。

営業収益の内訳及び取引高の内訳は以下のとおりです。

(a) 営業収益の内訳

		第54期	第55期	前期比
		千円	千円	%
農産物市場		145	69,924	—
砂糖市場		—	318	—
繭糸市場		—	208,620	—
貴金属市場		1,196,979	1,397,730	116.8
アルミニウム市場		1,494,958	2,798,229	187.2
ニッケル市場		—	21,342	—
ゴム市場		592,531	5,772,437	974.2
石油市場		4,365,860	8,200,151	187.8
現物先物取引計		7,650,475	18,468,754	241.4
農産物・飼料指数市場		188,859	181,958	96.3
天然ゴム指数市場		616,139	579,769	94.1
指数先物取引計		804,998	761,727	94.6
外貨取扱手数料		—	1,690	—
受取手数料計		8,455,473	19,232,172	227.5
農産物市場		△247,390	20,426	—
砂糖市場		—	△465	—
繭糸市場		—	26,011	—
貴金属市場		△57,373	△49,188	—
アルミニウム市場		50,663	△146,502	—
ニッケル市場		—	△39,075	—
ゴム市場		98,157	33,727	34.4
石油市場		1,440,595	1,221,879	84.8
現物先物取引計		1,284,651	1,066,813	83.0
農産物・飼料指数市場		△401,200	△231,966	—
天然ゴム指数市場		△203,183	△307,099	—
指数先物取引計		△604,383	△539,065	—
商品売買損益		—	△35,330	—
その他		49	—	—
売買損益計		680,317	492,416	72.4
営業収益計		9,135,790	19,724,588	215.9

※ 当期より商品売買損益を別掲いたしました。（前期の金額は現物先物取引中の石油市場欄に△51,921千円含まれております。）

## (b) 売買高

(単位：枚)

商品市場名		第55期 〔自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日〕		
		委託	自己	合計
	農産物市場	46,544	42,527	89,071
	砂糖市場	92	86	178
	繭糸市場	72,438	44,142	116,580
	貴金属市場	343,163	316,754	659,917
	アルミニウム市場	983,374	390,865	1,374,239
	ニッケル市場	10,267	11,636	21,903
	ゴム市場	1,828,498	724,877	2,553,375
	綿糸市場	0	1,300	1,300
	石油市場	2,796,273	1,968,173	4,764,446
	現物先物取引計	6,080,649	3,500,360	9,581,009
	農産物・飼料指数市場	147,285	152,892	300,177
	天然ゴム指数市場	179,690	123,640	303,330
	指数先物取引計	326,975	276,532	603,507
	合計	6,407,624	3,776,892	10,184,516

## ④ 対処すべき課題

商品先物取引業界では、国際水準の市場構築を目指して現行制度の抜本的見直しを行うべく、商品取引所法改正が検討されております。当社は、今後ともこのような商品先物市場の構造改革進展に当たり、市場の拡大発展と先物業界の体質改善に積極的に貢献してまいります。

平成17年1月より委託手数料が完全自由化となりますが、現在の収益構造は、その多くを商品先物取引の受取手数料に依存しているため、その収益構造を是正すべく、新たに為替両替業務、外貨建金融商品の販売等に着手してまいりました。今後、更に幅広い収益構造の構築を目指し、商品ファンドの組成、販売にも取り組み、安定した高収益な企業体質を維持してまいります。

また、「コンプライアンス」を最優先理念とし、社内管理体制及びコーポレートガバナンスの整備拡充に努めて経営基盤の強化を図るとともに、徹底した法令遵守体制を維持してまいり所存であります。

## ⑤ 受託業務管理規則

### 受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則（以下「法令」という）及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

本規則の制・改定は取締役会にて決定する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第2条 当社は、次の各号の一に該当するものに対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

ただし、第2号及び第6号に該当する者については、本人からの取引を行いたい旨の理由を明記した申出書（本人自筆のこと）の提出があり、第12条第2項に定める総括責任者が、妥当であると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
- (2) 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持し、余剰資金のない者
- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (6) 一定の所得を有しない者
- (7) 農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者

2 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、商品先物取引を行う適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。

3 第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。

(顧客カードの作成・整備)

第3条 当社は、適切な委託者管理を行うため、本店、統括店及び従たる支店ごとに商品先物取引を行うとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カード（従たる支店においてはその写し）を作成し備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家庭構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び推定年収の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無

(5) 商品先物取引を行おうとする動機

(6) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、契約前に予め管理担当班の責任者に報告し、審査を受けるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に対する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促し、理解した旨の「口座設定申込書」の提出を得たうえで参加を求めることとする。尚、「口座設定申込書」の提出がない場合は委託の勧誘並びに受託を行わないものとする。

(受託業務における禁止行為)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第6条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」に定めた委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

(1) 委託者に対しアンケート調査を行い、商品先物取引についての理解と認識の再確認を行い、必要に応じて連絡または訪問等により知識の啓蒙を求めること。

(2) 取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の知識、経験、理解力並びに財産の状況に照らして明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。

(3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護とその育成を図るため、当該委託者の知識、理解力並びに財産の状況を考慮の上、相応の資金の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者からの取引数量に係わる制限を設け、当該委託者から制限を超える取引の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

(取引指示時における取引意思の確認)

第7条 当社は委託者の取引注文時における取引意思の確認と、その意思を執行した旨、明確に記録するものとする。

(取引内容精査及び不正資金流入防止)

第8条 当社は委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取

引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新たな受託及び預託は行わないものとする。

- 2 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

#### (建玉及び取引の制限)

第9条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。

- 2 当社は、委託者に対し前項の他、当社受託業務管理規則第6条第2項、第3項及び第8条の規定により取引制限が行われる旨、委託者に理解を求めることとする。

#### (ディーリング室の設置)

第10条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については市場業務部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い各々責任者を置くものとする。

#### (広告・宣伝に係わる管理措置)

第11条 当社が受託業務に係わる広告・宣伝を行うときは、日商協「受託等業務に関する規則」第6条を遵守するとともに、「広告に係わる社内管理責任者」を定めるものとする。

- 2 「広告に係わる社内管理責任者」は、部長職以上とし、取締役会にて決議する。
- 3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、本規則第12条第3項(1)に定める総括責任者に報告するものとする。

#### (管理担当班の設置)

第12条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び統括店を主体として、管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者並びに統括責任者、統括店に統括責任者を置くものとする。
- 3 総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者は次の者とする。
  - (1) 総括責任者は取締役(執行役員を含む)、統括責任者は管理部上席者とし、取締役会にて選任する。
  - (2) 管理担当班の責任者は、管理部所属社員とする。

#### (管理担当責任者及び管理担当班の職務)

第13条 管理担当班責任者、管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」及び「口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」整備

- (3) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査
- (4) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認。並びに不適切と判断される取引の制限及び措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) マネーロンダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底
- (7) 不正資金流入防止措置
- (8) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、払拭措置
- (10) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) 管理措置の遂行、遵守状況の取締役会への報告
- (13) その他委託者管理に必要と認められる事項

(委託本証拠金の額等に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を管理部総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 第5条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。



(附 則)

本規則は、平成 11 年 3 月 1 日より実施する。

- 2 平成 12 年 3 月 5 日改正
- 3 平成 13 年 2 月 1 日改正
- 4 平成 13 年 12 月 1 日改正
- 5 平成 14 年 4 月 1 日改正
- 6 平成 14 年 10 月 1 日改正
- 7 平成 14 年 11 月 13 日改正し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する  
(不正資金流入防止に係る取扱い要領)
- 8 平成 15 年 3 月 14 日改正し、同年 4 月 1 日より実施する  
(第 11 条 2、第 14 条)
- 9 平成 15 年 5 月 12 日改正し、同年 6 月 6 日より実施する  
(委託本証拠金の額等に係る措置)

以上

## 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第6条(3)に基づき、商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない委託者からの売買取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、委託者の資質資力等を考慮のうえ、相応の取引数量の範囲において受託を行うよう、下記のことを定める。

1. 商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない新たな委託者からの受託取引数量に係る外務員の判断枠を委託証拠金500万円以下、または、口座設定申込書に委託者が自筆で記載した投資可能額のいずれか低い方とする。
2. 委託者から、前項1の500万円を超える取引数量の要請があった場合、または、委託者が自筆で記載した投資可能額を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者がその適否について審査し、妥当と認められた場合、委託証拠金1000万円以下の範囲内、または、委託者が再度申告した投資可能額の範囲内の取引数量において受託できるものとする。  
この場合、管理担当班の責任者は、速やかに統括責任者に調書を添えてこの旨を報告しなければならない。
3. 委託者から1000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
4. 委託者から、3000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
5. 統括責任者は、前項3、4の報告内容を精査し、その適否について審査するとともに、統括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班の責任者に対し、所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

## 「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」の 審 査 基 準

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」第2項及び第5項に基づく審査にあたっては、下記の基準により、これを厳正に精査したうえ、その適否について決定し、妥当と認められた範囲内において受託するものとする。

ただし、統括責任者からの所要の指示があった場合は、その限りではない。

### 記

1. 取引数量制限超過に係る要請理由
2. 資産、収入状況
3. 資質及び取引に対する姿勢
4. 投資経験の有無及びその度合い
5. 取引状況
6. 先物取引（商品・株式・金融）に関する知識及び理解度
7. その他、委託者に係る属性

以 上

## 不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、公金出納取扱者、金融機関において他人に金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理、財務担当者等、自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの預託金について、入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

### 記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
  - ① 委託者からの預託入金累計が3000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
  - ② 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
  - ① 原則として、管理部管理担当班責任者が行うこととする。
  - ② 調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全て管理部に報告する等、調査に協力しなければならない。
  - ③ 尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. 管理部管理担当班責任者は、第1項①の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自筆の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. 管理部管理担当班責任者は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以上

## 委託本証拠金預託の特例（第9条2項）に関する申出の認定基準

1. 新規委託者で、委託本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、且つ委託者の資金力、理解度等商品先物取引についての十分な認識を有する者
2. 商品先物取引、金融先物取引、または証券取引における信用取引及び株価先物取引等の経験者で、商品先物取引についての十分な認識を有し、且つ取引を証明出来る書面等の差入れのあった者

上記の各項目の審査、及び認定の判断は統括責任者の決済により行い、統括責任者は、すみやかに総括責任者に報告するものとする。

以上

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
367名	154名	135名	386名

(注) 平成14年4月1日にキングコモディティ証券(株)と合併いたしました。  
 上記期首登録外務員数にはキングコモディティ証券(株)の員数165名を含めて記載しております。

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
5,338名	3,346名	6,014名

(注) 平成14年4月1日にキングコモディティ証券(株)と合併いたしました。  
 上記期首委託者数にはキングコモディティ証券(株)の数2,228名を含めて記載しております。

## ⑧ 苦情・紛争に関する事項

商品事業部の管理部を充実させ、営業部門に対するチェック・指導を強化して苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

### (1) 平成14年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	3	0	0	0
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	4	4	0	0	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	0	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の中出をし、又は日商協に斡旋若しくは調停の申出をしたもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

## ⑨ 訴訟に関する事項

### (1) 平成14年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
7件	5件	1件	2件	9件

(注) 平成14年4月1日にキングコモディティ証券(株)と合併いたしました。

上記前期末訴訟件数にはキングコモディティ証券(株)の件数1件を含めて記載しております。

### (2) 平成14年度中の判決等

平成14年度中の係争のうち、判決の1件は過失相殺に基づく判決により終了しております。和解2件のうち、1件は裁判所和解が成立し、1件は話し合いの結果和解が成立し本訴訟取り下げに至りました。



### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[40,956,594]	[流動負債]	[33,186,951]
現金・預金	11,652,949	委託者未払金	277,071
預託金	2,227,115	買掛金	60,714
委託者未収金	1,503,069	信用取引負債	(892,557)
売掛金	161,301	信用取引借入金	579,899
商品有価証券	(151,280)	信用取引貸証券受入金	312,658
国債	319	預り金	1,039,327
地方債	76,430	受入保証金	297,673
特殊債	74,530	預り委託証拠金	26,290,437
信用取引資産	(1,787,809)	短期借入金	1,570,000
信用取引貸付金	1,468,136	未払金	311,162
信用取引借証券担保金	319,672	未払費用	305,390
立替金	3,262	未払法人税等	1,919,003
保管有価証券	612,261	賞与引当金	200,000
短期差入保証金	12,589,102	その他流動負債	23,610
前払金	5,335	[固定負債]	[24,152]
前払費用	159,217	退職給付引当金	19,547
未収入金	99,946	その他の固定負債	4,605
未収収益	32,624	[引当金]	[1,084,708]
委託者先物取引差金	9,607,947	証券取引責任準備金	7,592
繰延税金資産	236,844	(証券取引法第51条)	
その他流動資産	139,585	商品取引責任準備金	1,077,115
貸倒引当金	△ 13,060	(商品取引所法第136条の22)	
[固定資産]	[5,235,569]	負債合計	34,295,812
(有形固定資産)	(1,229,245)	資本の部	
建物	722,751	[資本金]	[1,558,250]
器具・備品	243,824	[資本剰余金]	[525,737]
土地	262,670	資本準備金	453,625
(無形固定資産)	(230,894)	その他資本剰余金	(72,112)
(投資等)	(3,775,429)	自己株式処分差益	72,112
投資有価証券	575,122	[利益剰余金]	[9,828,513]
子会社株式	500,000	利益準備金	260,000
出資金	351,278	任意積立金	(4,900,000)
長期未収債権	39,580	別途積立金	4,900,000
長期差入保証金	1,387,532	当期末処分利益	4,668,513
長期前払費用	350,591	(うち当期利益)	(3,004,597)
繰延税金資産	475,005	[株式等評価差額金]	[△ 14,604]
その他の投資等	135,898	[自己株式]	[△ 1,543]
貸倒引当金	△ 39,580	資本合計	11,896,351
資産合計	46,192,164	負債・資本合計	46,192,164

② 損益計算書

〔平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで〕

(単位：千円)

科		目	金	額
経常損益の部の部	営業損益の部	【営業収益】		20,369,593
		受入手数料	19,810,715	
		売買等損益	492,446	
		金融収益	66,431	
		【金融費用】		92,502
		純営業収益		20,277,090
		【営業費用】		14,032,921
		販売費・一般管理費	14,032,921	
		営業利益		6,244,169
		営業外損益の部		
	【営業外収益】		151,596	
	【営業外費用】		57,983	
	経常利益		6,337,781	
特別損益の部	【特別利益】			26,821
	貸倒引当金戻入	12,648		
	証券取引責任準備金戻入	7,942		
	投資有価証券売却益	2,200		
	前期損益修正益	4,030		
	【特別損失】			394,901
	商品取引責任準備金繰入	365,816		
	退職給付費用	25,891		
	投資有価証券評価損	3,194		
税引前当期利益				5,969,701
法人税、住民税及び事業税				3,096,473
法人税等調整額				△131,369
当期利益				3,004,597
前期繰越利益				276,825
合併に伴う未処分利益受入額				1,387,090
当期未処分利益				4,668,513

### ③ 注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「商法施行規則」（平成 14 年 3 月 29 日付法務省令第 22 号）の規定のほか「証券会社に関する内閣府令」（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 32 号）及び「証券業經理の統一について」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会理事会決議）、並びに「商品先物取引業統一經理基準」（平成 5 年 3 月 3 日付社団法人日本商品先物取引協会理事会決議）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### I. [重要な会計方針]

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券…………… 時価法（売却原価は移動平均法により算定）

子 会 社 株 式…………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

##### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法によっております。

但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産…………… 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

投 資 等

長期前払費用…………… 定額法によっております。

##### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
数理計算上の差異は、発生年度に一時処理しております。  
会計基準変更時差異は当期に一時処理しております。  
なお、従来簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする方法）によっておりましたが、期首にキングコモディティ証券株式会社を吸収合併したことにより、従業員数及び金額に重要性が高まったこと及びこれにより従来に比して信頼性の高い基礎数値の収集が可能となったことにより、当期より原則法に変更いたしました。この変更による影響額は軽微であります。

## 7. 証券取引責任準備金

証券取引事故による損失に備えるため、証券取引法第51条第1項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条各号に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 8. 商品取引責任準備金

商品先物取引又はその受託に関して生じた事故に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき「商品取引所法施行規則」第49条に定めるところにより算出された額を計上しております。

## 9. 商品先物取引における営業収益の計上基準

受取手数料は委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

売買損益は反対売買により取引を決済したときに計上しております。

#### 10. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 11. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### 12. 自己株式及び法定準備金取崩等会計

当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（平成 14 年 2 月 21 日付企業会計基準第 1 号）を適用しております。

#### 13. 1 株当たり当期利益

当期から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成 14 年 9 月 25 日付企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 14 年 9 月 25 日付企業会計基準適用指針第 4 号）を適用しております。

#### 14. 資本の部の表示

商法施行規則の施行に伴い、当期より、「資本準備金」「その他資本剰余金」は「資本剰余金」の内訳として、また「利益準備金」「任意積立金」「当期末処分利益」は「利益剰余金」の内訳として表示しております。

### II [会計方針の変更]

#### 1. 退職給付引当金

従来、会計基準変更時差異の会計処理方法を 5 年間による均等額を費用処理しておりましたが、当期において一時償却することといたしました。この変更に伴う影響額は軽微であります。

#### 2. 委託手数料

従来、証券部における委託手数料は、受渡し基準により収益計上しておりましたが、当期より約定基準により計上しております。この変更による影響額は軽微であります。

### III [貸借対照表の注記]

#### 1. 重要な外貨建資産

現金・預金 3,201 千 US\$

2. 有形固定資産の減価償却累計額 300,718 千円

#### 3. 担保に供している資産

預託金 3,550,000 千円

また、商品取引所法施行規則第 43 条第 1 項第 4 号に基づく、銀行による契約弁済保証額は 3,000,000 千円であります。

なお、上記のほかに預り有価証券 961,620 千円を信用取引借入金の担保として差し入れております。

4. 証券取引法第 47 条第 3 項の規定に基づき分別保管されている資産

預 金 1,150,000 千円

5. 商品取引所法第 136 条の 15 の規定に基づき分離保管されている資産

預 金 2,030,198 千円

6. 商品取引所へ取引証拠金として預託している資産

現 金 3,925,609 千円

有 価 証 券 311,247 千円

7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機及びその周辺機器があります。

8. 子会社に対する短期金銭債権 150 千円

9. 一株当たりの当期利益 112 円 51 銭

#### IV [損益計算書の注記]

1. 重要な子会社との取引高

営業取引以外の取引高 1,147 千円

#### ④ 利益処分計算書

##### 利益処分計算書

(株主総会承認日 平成15年6月27日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 当 期 未 処 分 利 益	4,668,513,171
II 利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金 ( 1 株 に つ き 1 0 円 )	249,265,000
役 員 賞 与 金	200,000,000
別 途 積 立 金	3,100,000,000
III 次 期 繰 越 利 益	1,119,248,171

#### ⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による会計監査人の監査を受けております。

## ⑥ 財務比率

### 財務比率

(平成15年3月31日現在)

諸 項 目	比 率	
(a) 純資産余裕比率	[純資産額/必要純資産額×100]	740.1 %
(b) 自己資本資本金比率	[自己資本/資本金×100]	763.4 %
(c) 自己資本比率	[自己資本/総資本×100]	25.8 %
(d) 修正自己資本比率	[自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100] ※1	41.8 %
(e) 当座性資金等比率	[当座性資金等/流動負債額×100]	113.0 %
(f) 委託者未収金比率	[委託者未収金/純資産額×100]	11.9 %
(g) 借入金等比率	[(借入金+借入有価証券+社債)/総資産額×100]	4.7 %
(h) 経常収支率	[経常収益/経常費用×100]	144.7 %
(i) 負債比率	[負債合計額/純資産額×100]	264.4 %
(j) 流動比率	[流動資産額/流動負債額×100]	123.4 %
(k) 委託手数料収益比率	[委託手数料/経常収益×100]	96.5 %
(l) 自己売買収益比率	[自己売買収益/経常収益×100]	2.4 %

※ 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。



入や萬成証券株式会社

ディスクロージャー資料 6 頁「(2) 業務の内容」の中に記載されている表に市場名として「水産物」、上場商品名として「冷凍エビ」を追記致しました。(下記参照)

平成 14 年度の上記市場における当社の取引は発生しておりませんので、その他の箇所に影響はありません。

市場名 取引所	農 産 物	砂 糖	繭 糸	貴 金 属	ゴ ム	綿 糸	畜 産 物	水 産 物	石 油	アル ミニ ウム	ニ ッケ ル	天然 ゴム 指数	農 産 物 飼 料 指 数	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所	○													NonGMO 大豆、IOM 大豆、小豆、トウモロコシ、大豆ミール、アビ'カ-ヒ、ロブ'スタコ-ヒ、
東京工業品取引所				○										金、銀、白金、パラジウム
					○									ゴム (RSS-3)
横浜商品取引所			○							○				アルミニウム
	○								○					ガソリン、灯油、原油
中部商品取引所							○							日本生糸、国際生糸、乾繭
									○					馬鈴しょ
関西商品取引所														鶏卵
	○													ガソリン、灯油
		○											○	NonGMO 大豆、IOM 大豆、小豆 精糖、粗糖
大阪商品取引所									○					国際穀物等指数、コ-ヒ-指数
														冷凍エビ
						○								ゴム (RSS-3, TSR20)
										○				アルミニウム
福岡商品取引所														綿糸 40 番手、綿糸 20 番手
	○											○		天然ゴム指数
											○			ニッケル
														NonGMO 大豆、IOM 大豆、小豆、 トウモロコシ、プロイラー

注) ○: 受託業務

※ 9 月 8 日 東京工業品取引所石油市場軽油取扱予定